

きたみワーク・ライフ・バランス認定事業所からの物品等調達方針

第1 目的

この方針は、仕事と子育てや家族の介護、その他の家庭生活における活動及び地域活動を両立することができる、男女がともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業所を側面から支援し、ワーク・ライフ・バランスの実現を促進するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）の規定を踏まえ、物品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達の一層の推進を図ることを目的として定める。

第2 適用範囲

この方針は、北見市の全ての行政組織（以下「各部局等」という。）が発注可能な物品等に適用する。

第3 調達方針

1 調達の対象となる事業所等

本方針の対象となる事業所は、きたみワーク・ライフ・バランス認定制度に基づき認定された事業所（以下「きたみワーク・ライフ・バランス認定事業所」という。）とする。

2 調達を推進する物品等

各部局等は、契約によって調達する物品等のうち、きたみワーク・ライフ・バランス認定事業所が受注することが、可能なものとする。

3 物品等の調達目標

各部局等は、予算の適正な使用、契約における公正性及び競争性を留意しつつ、これまで調達実績のある物品等の調達の受注機会の増大に努めるとともに、調達実績のない物品等の調達も検討するなどして、できる限り幅広い分野から調達するよう努める。

4 物品等の調達の推進方法

きたみワーク・ライフ・バランス認定事業所からの物品等の調達を推進するため、各部局等では、調達方針の趣旨を理解したうえで、物品等の調達に際し、受注の機会の増大を図る。